平成２５年（フ）第１７６７号
名古屋市名東区猪子石２丁目708番地
破産者　中村　圭一
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０５５号
愛知県あま市方領屋敷141番地
破産者　佐々木直美
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１号
京都府福知山市字堀1232番地の１
破産者　衣川　金憲
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２３００号
大阪府高槻市川西町１丁目33番17―101号、開始決定時の住所大阪府高槻市八幡町３番７号
破産者　神田　智志
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４８０号
兵庫県西脇市小坂町川原37―14―３―505、住民票上の住所兵庫県芦屋市新浜町２番３―904号
破産者　塩谷　秀和
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６６５号
大阪府大東市南新田１丁目８番301号
破産者　大塚　和子
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９７号
堺市南区竹城台１丁２番23―204号、前住所堺市南区槇塚台２丁38番64号
破産者　大野　秀一
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１２０号
堺市南区新檜尾台２丁２番１―403号、前住所大阪府和泉市和田町156番地の13
破産者　山本すみ子
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７５２号
神戸市垂水区学が丘３丁目４番１―312号
破産者　坂口　　健
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３１号
神戸市兵庫区塚本通５丁目５番12号　蓮池コーポ205号
破産者　長谷　光庸
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
兵庫県姫路市幸町63番地、開始決定時の住民票上の住所兵庫県高砂市中筋４丁目８番８号
破産者　播州高級建材センターこと　中塚　昭三
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４４５号
北九州市小倉北区都１丁目14番18号
破産者　瀬口　　環
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５８号
鹿児島県志布志市有明町山重10875番地３、前住所鹿児島県志布志市有明町山重10837番地
破産者　平山　義廣
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
北海道岩見沢市北４条西12丁目２番10号
破産者　高山由美子
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３８２号
北海道久遠郡せたな町大成区久遠130番地
破産者　光銭　昌弘
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
金沢市高尾台１丁目124番地
破産者　花松　靖平
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
金沢市粟崎町２丁目39番地７、従前の住所金沢市泉本町５丁目40番地１
破産者　清水　敏一
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所